多文化社会をめぐるドイツ国内の議論の研究に向けた予備的考察 - 多数派としての地位を失うことに対するティーロ・ザラツィンの不安 -

畔上 泰治

1 序

政治家として、またベルリン市の財務大臣やドイツ連邦銀行理事などを務めたティーロ・ザ ラツィンは、2018 年 8 月『敵対的買収 ― イスラームが如何に進歩を妨げ、また社会に脅威 を与えているか —』1 を著した。ザラツィンはすでに 2010 年に Deutschland schafft sich ab を出 版し、主にドイツ国内のトルコ系住民に焦点を当て、「ドイツ」人の出生率低下とムスリム住 民の増加がもたらすドイツの未来像、「ドイツという福祉国家が抱えるリスクと欠陥」(S.8) を訴えていた。同書の排外的・人種主義的な基本認識は国内で多くの議論を惹き起こし、ま た強い批判を受けた。その後ヨーロッパは、シリアをはじめ中東諸国の国内状況の不安定化を 背景に、大量の外国人流入問題との対峙を余儀なくされた。戦後これまで多くの難民・移民 を受け入れてきたドイツにおいても、2015年以降、ドイツを目指してヨーロッパに流入しよう とする人々のあまりの多さを前に、従来のままの受け入れ政策継続に対する反発が増大した。 2017年9月に行われたドイツ連邦議会選挙は、ドイツの難民・移民受け入れ政策が如何に重 要な国内問題であるかを、さらには従来の政策に対する批判が如何に大きなものであるかを顕 著に示す結果となった。メルケル政権の母体ドイツキリスト教民主同盟/キリスト教社会同盟 (CDU/CSU)、および第2党のドイツ社会民主党は大幅に議席を失い、それに代わり、政府の 難民・移民受け入れ政策に対して明確な反対姿勢を示した新興政党「ドイツのための選択肢」 (AfD) が初めて国政レベルの選挙において議席を獲得し(94議席)、第3党となった。

こうした状況の中でザラツィンは 2018 年に『敵対的買収』を出版した。この本は同年に Spiegel 誌のベストセラーリストで1位にもなったが、前著同様にさまざまな議論を惹き起こした。同書の基本的な執筆姿勢は、前著への批判に対するザラツィンの反論の中に明確に示されている。例えば、イスラーム教は宗教以外の何物でもなく、その教義は我々のような世俗主義に基づく国家体制を超えたところで正当化されているとの考えに基づきザラツィンの前著を批判したジャーナリストのパトリック・バーナース(Patrick Bahners)² に対する反論に見られる。即ちザラツィンは、バーナースの主張は純粋に論理的には反駁できないものではあるが、しかしそこでは本来ならばこの問題において議論されなければならない潜在的な危険性が考慮されておらず、そのために彼の主張は人々を誤った方向に導くものであると反論している。(S.9) ここからも明らかなように、『敵対的買収』は、大量の難民・移民が、とりわけイスラーム文化圏出身者がドイツを目指してヨーロッパに入ろうとする状況を前に、依然として彼らに対する受け入れ姿勢を変更しようとはしないドイツ政府に、また人道主義・理想主義の観点からその方針を支えようとする人々に対する批判の書であり、同時にまた経済負担増大への警告

とヨーロッパにおけるキリスト教文化のヘゲモニー喪失への危機感に支えられた、人種主義的 色合いの濃い、ドイツの未来像の提示書である。本稿はキリスト教文化を基調とするドイツに おける異文化受容の、とりわけイスラーム文化受容に関する総合的な研究に向けた前段階の考 察として、ドイツにおける難民・移民の受け入れに反対する人々にその正当性の資料と論拠を 提供し続けているザラツィンが『敵対的買収』の中で描いた、ムスリム増加に対する不安と、 またその不安を除去するために提示した主要な構想を整理していくことにしたい。

2 ザラツィンの問題設定と自己の立場の正当化

序と結語の他に5章から成る『敵対的買収』では、まず以下の問いが提示される。即ち、 宗教から政治イデオロギーまで実にさまざまに人々の生活全体に影響を与えているイスラーム 教やヨーロッパへのムスリムの移住は、どれだけヨーロッパ社会の未来と我々の生活モデルに 対して危険を作り上げているか、またこうした状況に対してザラツィンと同様に多くの人々も 抱いている良からぬ感情は、単なる根拠のない不安や無意識下の偏見の表れであるのか、ある いはそれは根拠を持つものであろうか?もし後者であれば、それはどこにあるのだろうかとい う疑問である。(S. 12) これを明らかにしようとしたのが『敵対的買収』である。同書はまず、 この問題設定を考察することに関する自己防御から始まる。即ち、ザラツィンは、「我々が戦っ ているのはイスラーム教ではなく、狂信主義であり、宗教ではなく原理主義である」(S. 15) と 述べた元連邦議会議長ノルベルト・ランメルト(Norbert Lammert)の発言を引用し、『敵対的 買収』でこれから展開しようとする批判の対象が特定の宗教の教義ではないことを強調する。3 し かし同時にまたザラツィンは、この狂信主義の宗教的な源を探ろうとすることが道徳的な理由 で禁止されるのであれば、このイスラーム教狂信主義にどのような対応を見出したらよいの かと問いかけ、第1章においてコーランに焦点を当て、その保守的・非近代的性格を指摘す ることの正当性を述べる。(S. 15) またザラツィンは、多くの市民が一方ではムスリム難民や 移民の増加に対する危機意識を感じながらも、他方では、彼らが「ポリティカル・コレクトネ ス」(politische Korrektheit: PC) を盾にザラツィンの見解を否定し、ムスリム難民・移民の受 け入れを批判する者を「イスラーム恐怖症」というレッテルの下に批判していることの不当性 を説く。ザラツィンは、今やポリティカル・コレクトネスを超えた意見に耳を傾けることも必 要な時代にあるとの認識の下に、今問われるべきことは、決して少ない数とは言えない狂信者 を生み出しているイスラーム教という宗教の本質と、ドイツ社会におけるその信者の社会統合 問題であり、それは即ちムスリムの社会的統合に与えるイスラーム教の影響の強さを明らかに することであると唱える。ザラツィンは、ザラツィンの指摘を右翼ポピュリストの作り話であ ると批判する左派やリベラル派こそ、この問題に関するオープンな議論を委縮させ、その結果 FÖP や Front National、AfD の躍進を許した張本人であり、戦後のヨーロッパやドイツにおけ る急進的な政党の社会進出を支えた原因は、現実社会の状況を直視せず、理想主義の高みか らこの状況に対応しようとして論説を張る人々にあると考える。(S. 16)

3 ドイツ社会に「統合する意思を持つ」者のみの受け入れ

ザラツィンはベルリンにおける財務大臣在職中に、移民を背景に持つ学童の家庭をめぐる諸問題と直接向き合っていた。とりわけ学校におけるムスリム生徒の状況や、多くのムスリム家庭が福祉国家ドイツの負担によって支えられている状況と直面していた。こうした経験から出来上がった、移民の受け入れに対するザラツィンの立場は明確である。彼は、その受け入れに関しては原則的には反対ではないとの姿勢を示しながらも、それは外国から入ってきた人々が、もともとそこに暮らす人々と「混ざり合う」限りにおいてであることを強調する。彼らが民族的、宗教的、あるいは経済的に固定層を作り、社会の分離状況が常態化することは好ましいことではないとザラツィンは認識する。既存社会の中にこうした異質な社会層が形成されて生まれる不平等や格差は、如何なる社会においても不和につながり、しかもそれが経済活動や社会的地位の中に、誰の目にも明瞭に民族的・宗教的な背景が読み取れる場合には、それは社会にとって危険な起爆剤となる。こうした認識を背景にザラツィンは、移民は受け入れ国の文化に「統合する意思を持つ」人々でなければならないと述べ、またその数や構成に関しては、ヨーロッパにおいて彼らが確固とした民族的な下位集団を形成しないような状況にとどめるべきであるとの認識を展開する。(S. 13)

ザラツィンのこの認識の背景には、かつてのドイツにおけるユダヤ人の状況がある。即ち、かつてヨーロッパに広がった反ユダヤ主義の裏にはユダヤ人の宗教的な地位だけでなく、経済活動や学術領域における彼らの特別な成功という状況があり、ユダヤ人に対する羨望が大規模な反ユダヤ主義につながったとの認識をザラツィンは述べる。こうした歴史理解からザラツィンは、さまざまな民族が混じり合うことこそ無用な軋轢を回避する方法であるとの認識を示すが、同時にまた、この方法によるムスリム移民との平穏な共生社会の形成は困難であるとも述べる。その一つの理由は、ムスリムにおいては非ムスリムとの結婚は禁止されていることもあり社会の統合は事実上ほとんど期待できないからである。換言すれば、ザラツィンの主張は、ムスリム自身が、あるいはイスラーム教自身が変わらない限り、ドイツではムスリムとの統合環境を作り上げることはできないという思想に支えられているといえる。

4 ザラツィンのコーラン理解

信者たちの実践活動は宗教の教義とは切り離すことはできないとの基本的な認識に立ち、ザラツィンはこの本の第1章にイスラーム教の原典コーランに対する考察を置く。そしてムスリムが何を信仰し、また彼らの日常行動の源がどこにあり、彼らにどのような影響を与えているのか、彼らの社会をどのように支えているのかを説明しようとする。ザラツィンは、コーランに記された神の偉大さと絶対的地位、また神の下におけるムスリムの義務、聖戦、秩序と社会、女性、家族、イスラーム法などに関連する箇所を確認し、イスラーム教と世俗支配、テロリズム、寛容に関する問題など、社会生活におけるイスラーム教の教えの影響を明らかにしようとする。ナイジェリアからインドネシアまで広がるイスラーム世界に関してザラツィンは、一方にお

いてはその民族的・文化的な多様さの存在を認識している。日常生活において実践されているイスラーム教の姿もまた大いに異なることをザラツィンは承知している。しかし、他方において、これらの地域ではまた、イスラーム教によって特定の世界観へと導かれていることに起因する多くの共通点があることもザラツィンは強調する。そしてこの共通性こそ、ザラツィンのイスラーム教観を大きく規定するものとなっている。原典コーランの考察を通してザラツィンが得た認識は次のようになる。

- コーランの教えにより阻害されているもの:自立した思考、知識への欲求、変革、 女性解放、言論の自由、民主主義
- 一 コーランの教えにより支えられ、促進されているもの:権威への服従、侮辱した者に対する暴力行使の肯定、考えを異にする者への不寛容な姿勢、教育に対する無理解、若年結婚、多産、発展の遅れ(S,70f)

服従が強く求められるイスラーム社会の状況の中で、上記のような非民主主義的な日常生活が繰り返されて固定化し、その結果、保守的な状況が保たれ、発展が遅れているとザラツィンは述べる。しかも宗教的背景に起因するこうした経済発展の遅れや多産、貧困は、ドイツを初めヨーロッパに対する移民圧力の源となり、また異教徒に対する嫌悪と選ばれた者としての信者という思考が暴力行使肯定姿勢を支え、それがヨーロッパ世界の安定に対する脅威となっているとザラツィンは結論付ける。(S. 71)

『敵対的買収』で示されたザラツィンのコーラン理解やそこから導き出されたイスラーム教 脅威論に対しては、前著と同様に、ドイツのイスラーム教信仰者や学者などから強い批判がな されている。例えば、この本が出版された8月29日、Zeit紙はフライブルク大学教授でイスラー ム学者ヨハンナ・ピンク(Johanna Pink)の「この宗教は危険? | と題する書評を掲げた。コー ランの解釈に向き合うザラツィンの姿勢をピンクは次のように批判する。即ち、著者ザラツィ ンは翻訳されたコーランを「偏見なく」読むことを通してテクストの意味を誤解なく把握しよ うと拘るが、しかし彼が注目して読むのは、戦い、異教徒との違いの本質、性の相違によるヒ エラルキーを述べた箇所である。コーラン全体の中でこれらが記されている箇所は僅かとはい えないが、しかし、コーランにはザラツィンが挙げている個所とは矛盾し、あるいは別の解釈 の可能性を示唆する箇所も多くあることをザラツィンは無視している、と。また、ピンクは、コー ランの成り立ちやイスラーム教の歴史、ヨーロッパ文化に関するザラツィンの無関心な姿勢に 対しても批判の矛先を向け、ボスニアやアルバニアなどヨーロッパのイスラーム教に関する状 況を無視した中でザラツィンが示しているのはイスラーム世界の歴史などではなく、進歩的な ヨーロッパの対極にある遅れたイスラーム世界という、ヨーロッパ人の自己認識でしかないこ と、さらにまた、著者ザラツィンにとって、ムスリムはつねに犯罪者としての存在でしかなく、 犠牲者としてのムスリムの側面を捨象してザラツィンが提示するのは、「歪曲されたイスラー ム教とその教えが刻み込まれた社会の姿である」と厳しく批判する。ヨーロッパの近代精神に も植民地主義など影の部分もあること、ヨーロッパの世俗主義は教会との何世紀にもわたる権 力闘争を通して成し遂げられたものであることなど、ザラツィンの理解は不足し、その思考の 中心は人口統計学に向けられているだけであり、しかもそこで扱われる数値もまた、選択され、 解釈が施されたサンプルである、とピンクは指摘し、学術的な体裁を装い持論を展開するザラ

ツィンの恣意性を抉り出す。そして、ザラツィンのムスリム認識に関する決定的な欠点としてピンクが挙げるのは、ザラツィンが、イスラーム教はつねにひとつの集団として行動し、決定し、思考する主体であり、ムスリムはその中に個を見出すことが不可能な集団共同体("Umma-Kollektiv")である、と見なしていることであるとの判断を示す。ザラツィンのように「ムスリムをコーランの自動販売機としか認識できないような人間」にとっては、ムスリムが地上から消え去るか、彼らが自分の宗教を完全に捨て去るか、この二つの選択肢だけが、彼らとの関わり方には残されてはいないことになり、これでは問題の解決は事実上不可能である、とピンクはザラツィンを批判する。4

5 「思考の牢獄としての聖典」

イスラーム社会を、またそれを支えるムスリムの行動の源を明らかにするために、コーランを検証しようと設けた第1章は、イスラーム教研究者ピンクが指摘したように、ザラツィン自身の中にすでにあるムスリム認識を正当化しようとするための選択的な資料への言及が中心となり、純粋に宗教学的な観点からその教義の本質に迫ろうとしたものとは言い難い内容となっている。続く第2章においてザラツィンは、イスラーム世界の歴史や人口・経済状況に焦点を当て、その保守性を指摘する。即ち、ムスリムにとって服従(Unterwerfung)は家庭生活の中核をなす要請であるだけではなく、それはすべてのイスラーム諸国においての政治原則にもなっていることをザラツィンは強調する。(S. 126 f.) この政治原則となったイスラーム教が如何に不平等を生み出しているかを描き出すことが第2章の中心課題となっている。例えば、これらの国々におけるムスリムと非ムスリム間の権利の不平等、宗教選択の自由の欠如と他宗教に対する不寛容の問題がそこで指摘される。また、これらの国々での人口増加の問題や、豊かさの構築、人々の教育、学術・技術面での弱みなどの問題が述べられ、その原因が、そこで進行している保守的・原理主義的な流れにあるとの説明が行われる。そしてザラツィンは、これらの諸国に共通する状況の考察の中から、イスラーム教は近代化や知識、豊かさ、そして自由の発展を阻む作用を与えているとの認識を引き出している。(S. 126 f.)

第3章では、ザラツィンはイスラーム社会の文化に関する問題を取り上げる。ザラツィンはまず、世界宗教イスラーム教とキリスト教、仏教との大きな違いを指摘する。その際にはまず、イスラーム教は「勝者の宗教」であること、即ち、宣教ではなく征服によって勢力を拡大してきたことが指摘される。そしてザラツィンは文化史研究者ヤーコプ・ブルクハルト(Jacob Burckhardt)を引き合いに出し、あらゆる宗教がその中に持つリスクを述べる。即ち、宗教の純粋性が追求されると如何なる宗教も国家や文化を利用し、それらを自らの単なる出城(Außenwerke)と化して社会全体をそこから新たに造り上げ、あらゆるヒエラルキーを置き換えてしまうこと、そして信仰が伝統となり硬直化すると、それは文化が発展を維持し、自己を変革しようとしても手助けしてくれなくなる。これがイスラーム世界では起きていると指摘される。しかし、キリスト教が支配する西欧では国家と教会の分離により、文化は宗教からの開放がなされていると、ヨーロッパとイスラーム文化圏の大きな違いが述べられる。(S. 132 f) ザ

ラツィンはまた、インド生まれのムスリムドイツ人自然科学者サルマン・アンサリー(Salman Ansari) の見解も引用し、ムスリムの「悪魔的な高慢さ」(diabolischer Hochmut) が、即ち、 自分たちの宗教が最高の宗教であるとの思い上がりが、他の文化の価値に対する彼らの目を 曇らせて、ムスリム社会では宗教による支配が強く、それが自由な芸術活動や学術・技術の発 展を妨げていると主張する。(S. 137 ff.) ザラツィンはそれを裏づける証拠として、2015 年に OECD が実施した 15歳の学童を対象とした試験「PISA 2015」の結果等を指摘しながら、2015 年以降ドイツにやってきた人々の理解・把握能力が劣っていると述べる。ザラツィンは、民族的、 地理的そして宗教的な状況と成績との間の相関関係に関して、結果として示されたイスラーム 諸国の生徒の成績の低さの原因は、宗教的な背景ただそれだけにあるのではなく、そこにはま た民族的、地理的あるいは宗教には影響を受けない文化的な要因もその役割を担っている可 能性もあると述べる一方で、宗教的背景がまったく無関係であることは否定し、そこに注目す る。(S. 156 ff.) ザラツィンはまず、コーラン(第 33 章 50 節)に記され、多くのムスリムが実 践している、いとことの内婚が、即ち親戚間での結婚が遺伝的に良くない結果をもたらすこと を、チャールズ・ダーウィンをも引き合いに出して述べる。そしてザラツィンは、イスラーム 教社会で推奨されている近親との結婚が行われている国々の生徒の IO との関係に関する研究 も挙げながら、ムスリムの結婚形態とその子どもの学業成績の関係性を暗示する。(S. 160 ff.)⁵ この他にもザラツィンはイスラーム教における女性の役割が近代社会と矛盾していることに触 れ (S. 181 ff.)、それが女性の解放や自由に関する諸問題、爆発的な人口増加を生み出してい ることを指摘する。さらに、コーランには攻撃的な章句が多く記され、また長年にわたり神学 者たちがテクスト内在的な解釈を繰り返して反動的な社会像を創り上げていることを挙げ、そ の結果、聖典が「思考の牢獄」として機能しているとの認識を展開する。(S. 203 ff.)

6 人口統計表示に関する問題性

第4章では、ヨーロッパに対するムスリム流入圧力の原因が、彼らの母国の開発の遅れとその文化にあるとの主張が展開される。即ち、イスラーム諸国が自らの国民の幸福と安定を確保することができず、また民主主義、自由、宗教の自由を認めていないことにその原因があるとの認識が繰り返される。(S. 241 ff.) そしてこれらは、変革を嫌うイスラーム教の文化的な特徴にあるとの自説が、多数の統計への言及の下に展開される。ザラツィンがここで特に注目するのは、連邦統計局が用いている概念「移民を背景に持つ人々」がどのように統計に表れ出ているかということである。ザラツィンが引用した連邦統計局の資料の中では、「移民を背景に持つ人々」とは、「本人自身が、あるいは少なくとも両親の一人が、出生以外の理由でドイツ国籍を取得している者」6となる。しかしザラツィンは、この定義では例えば、祖父母が外国からやってきてドイツ国籍を取得した結果としてその家族が今ドイツ国籍者として暮らしている者など、外国からの移住者の第三あるいは第四世代などに関する家系の背景は把握できないことを指摘し、外国からドイツに入ってきた住民の正確な数はこの統計の数値以上になるとの推測を展開する。この統計手法を問題視するザラツィンの拘りからは、ザラツィンが「ド

イツ人」をどのように捉えているかが見えてくる。即ち、ザラツィンにとっては、譬えドイツ 国籍を有する者であっても、その祖先に外国籍を持つ者がいる場合には、それはドイツ国内に おいては永続的に純粋なドイツ人とは区別して記録されるべき存在であるとの認識がある。こ れは即ち、ザラツィンには、ドイツはあくまでも狭い意味でのドイツ人の国という意識がある ことを示し、それが異文化との平和的な共生や多文化社会における社会統合に関するザラツィ ンの基本姿勢を示すものとなっていることを意味している。

2016 年発表の抽出国勢調査結果では、ドイツにおいて「移民を背景に持つ人々」の数は 1860 万人に及び、それは人口の 22.5% を占めている。しかも約 680 万人(8.2%)が概ねイスラー ム諸国の出身者であることをザラツィンは強調する。(S. 248) ザラツィンはまた連邦移民・難 民局 BAMF (Bundesamt für Migration und Flüchtlinge) 発表の 2016 年の数値を挙げ、2015 年 12 月 31 日時点でドイツに暮らすムスリムの数を 440 万~ 470 万人と推測し、それは 2008 年の最 終予測値よりも 40 万~ 60 万人も上回っていること(S. 249)、さらにムスリム移民家族の子ど もの多さは、ドイツ政府の給付負担の多さという財政的な問題だけでなく、ドイツにおけるム スリム増加の一因となっていることをザラツィンは指摘する。イスラーム教では、母親の状況 に関わらず、ムスリムの父親から生まれた子はつねにムスリムとされる。またムスリムの女性 はムスリム男性とのみ結婚が許されるため、その子は必然的にムスリムとなる。換言すれば、 ムスリム移民家族の子どもの多さは、そのままドイツにおけるムスリムの増加となり、結果と して国内における「並行社会」の形成が促進され、それはまたキリスト教文化の地位が相対 的に低くなることを意味するとザラツィンは危惧する。こうして宗教的な規範に起因するムス リムの出生率の高さ、ならびにドイツやヨーロッパへの流入移民の継続は、必然的に受け入れ 国の住民とその文化が、即ちキリスト教文化が、多数派から少数派へと向かう流れを強めるこ とを意味しているとザラツィンは強調する。

こうした状況に対する危機感に支えられ、ザラツィンはフランス人社会学者アラン・フィン ケルクロート (Alain Finkielkraut) の警告を引用して、この難民・移民問題を多文化主義とダ イバーシティー・イデオロギーをもって解決できると考えることの致命的な誤りを強調する。 即ち、フィンケルクロートは、統合は数の問題であるとの認識の下に、移民が多くなれば、そ れはフランスの歴史と文化が世代を追うごとにますます劣悪に引き継がれていくことを意味 し、それ故にそれは文明の危機であり、従って、ダイバーシティーや多彩な共生の礼賛とは、 実際のところ、その裏側ではフランス社会が崩れていくことを隠す単なる屏風に過ぎないと主 張する。ザラツィンは、ドイツに関してもまたそれは同様に当てはまると考え、「我々は、我々 が何者であるのかということを放棄することなく、こうした状況を変えるような方向での努力 をしなければならない」と主張する。(S. 362 f.) そして、民主主義国家においては、人口統計 学的な意味での少数派が多数派になること、具体的には、ムスリムが政治的に多数派となった 場合には、法律や社会生活の規則をイスラーム教に即したものに変更することを阻止する手段 はないと述べ、民主主義国家ドイツが今後も人道的な理由で難民・移民の受け入れを続ける 先には、ドイツ文化が少数派に転じることは必然であると指摘する。ザラツィンはまた、「ム スリムが多数派を占めている世界において、非ムスリムが全く同権を享受している国はどこに もない。多数派がイスラームであることと自由主義的社会は明らかに両立しない」(S. 424) と

述べ、過去には白人とキリスト教徒であったヨーロッパが「未来においてはそうではなくなる」 (S. 366) ことへの恐怖を吐露している。

7 ポリティカル・コレクトネスを超えて

このようにして、ザラツィンは民主主義と人道主義を貫くことにより待ち受けるドイツの不 幸な未来の姿を描いた後、本書の最終章においてこの問題に対する自らの具体策を提示する。 その際にまずザラツィンは、イスラーム教は一つの宗教である他に、実際にはそれは政治イデ オロギーとして人々の生活に影響を与えていることを強調する。そして社会にはポリティカル・ コレクトネスにそぐわない意見も聞こうとする人々が存在していることを、自らを世俗主義的 ムスリムと認識し、イスラーム主義を強く批判する作家ブアレム・サンサル(Boualem Sansal) 等を引用しながら述べ、イスラーム教と民主主義の間にある深い溝を指摘する。(s. 368) 即ち これは、ザラツィンが、イスラーム難民・移民の大幅な増加という現実には、ポリティカル・ コレクトネスを以っては十分には対処できない根本的な問題が含まれていると認識し、それを 基本に据えてこの問題に対処することの必要性を唱えていることを意味している。この考えは 「人々がなすべきこと」と題した第5章冒頭の「宗教に対する畏敬の念がイスラーム教を批判 から守るようであってはならない」という一節に如実に表されている。ここでザラツィンはま ず、イスラーム教は第一義的には宗教であり、そのためこれまでヨーロッパがこの問題と関わ る時には、「宗教」とそれに基づく生活習慣への畏敬の念を以って対処してきたことを指摘す る。しかし同時に、イスラーム教にはイスラーム原理主義という政治イデオロギーが色濃く刻 み込まれていることを挙げ、そこからヨーロッパがこの問題に正しく対処するためには、これ までのような宗教に対する畏敬の念を前面に掲げた方法であっては「いけない」と強調する。 (S. 369)

このようにザラツィンが宗教に対する一般的な畏敬の念を掻き取り、また限定しようとする背景には、以下の認識がある。即ち、如何なる宗教的信仰の核心にも真実とみなすべき何かがあるが、人々はその真実性を証明できる証拠は持たず、全く検証できない。善悪の問題、神に選ばれたかどうかなどに関しては、それを信じるか、あるいは信じないかという問題であり、学術的に見れば、如何なる宗教も多くの人々によって共有されている「迷信」に他ならないと主張する。(S. 369 f.) このようにザラツィンは、宗教に関しては、またそれに基づく実践生活をめぐる問題は、それを信仰する者と、そうではない者との間では、その正当性をめぐる論理的・学術的な議論は成立しえないとの認識を示す。それは即ち、このような手法での問題の解決は不可能であるとのザラツィンの主張でもある。

ザラツィンはまた、チャールズ・ダーウィンを引用しながら、道徳(モラル)を宗教と当然のように結びつけることはナンセンスで危険なことであるとの認識を示す。ザラツィンが引用したのは、1871年にダーウィンが記した進化論的に見た道徳の起源に関する次の一文である。「最後に我々の道徳感情が、あるいは我々の良識が登場した。きわめて複雑なこの感情は社会的本能から生まれ、我々とともに暮らす人々の承認に左右されながら、また理性や利己心によっ

て、後の時代には深い宗教的な感情によって制御され、さらに教育と習慣を通して確固とした ものとなった。」(S. 370) 換言すれば、道徳感情の内容とその射程は教育と習慣によって固まっ ていくのであり、諸文化と各社会との間にある差異や変化は時の流れの中において説明されう るもので、道徳感情は決して宗教から生まれたものではなく、宗教的信仰を前提とはしていな いと主張している。そこからザラツィンは「社会は、道徳を支えるために宗教を必要としてい るのではない。むしろその逆である | (S.370) との主張を展開する。即ち、宗教的信仰がなく とも道徳は存在しうること、また、時代の大きな流れの中でも旧態依然の思考に固執する宗教 の問題性をザラツィンはここで提起している。さらにザラツィンは「信仰は正当性の証明を必 要とせず、また議論にも耐えないために、まさに質(たち)が悪い | (S. 371) と述べる進化生 物学者リチャード・ドーキンス(Richard Dawkins)の主張を引用しながら、イスラーム難民・ 移民に関する一連の問題を「宗教」という枠の中で扱うことの難しさと不適切さを、換言すれ ば、これを「畏敬の念」の下に議論することの不適切さを主張する。悲惨な残虐事件は幾度 となく宗教の名においてなされ、その理由は理性を超えたところにある宗教心にあり、それは 精神の手段を以ってしては証明も反論もできない。ザラツィンは、ムスリムの自爆テロ実行者 が神の楽園で、神が求めた職務の遂行者として祝福される事例を挙げ、こうした認識は過激 な狂信者から教え込まれるのではなく、コーランの学校で、普通の、温厚な宗教職者から教え 込まれるとの認識を述べ、そこにこの宗教に関する根本的な問題があると指摘する。このよう に、ザラツィンはイスラーム難民・移民に関する一連の問題を議論するには、それを「宗教」 という枠の中で畏敬の念を以って扱うこと、即ち、この社会現実を「宗教」の問題と見なして 対処手段を構築しようとすることの問題性を繰り返し主張する。(S. 370 ff.)

そしてさらにザラツィンは、大量のムスリム難民・移民という社会問題に、即ち、「我々の社会に対する危険」に向き合うためには、人々は相手に調子を合わせた姿勢で、即ち「びくびくと臆病な態度」(Leisetreterei)で行動することは不適切であると認識し、その上で議論すべきであると主張する。(S. 371) ザラツィンが批判する「びくびくと臆病な態度」とは、ムスリムの宗教実践もまた一国の多様性を豊かにしうるものであると主張し、多様性を支持する立場からさらなる移民の受け入れに賛成する考えである。またそれは、「統合」とは、移住者の文化が「主導文化」に吸収されることを通して実現される社会の融和を目指した「同化」とは異なり、その成功は多数派側に、換言すれば、移民受け入れ側に、自分たちが作成した多様性への要請を真摯に受け止め、またその要請を承認する用意がどれだけあるかによる、と主張する姿勢である。こうしてザラツィンは、難民・移民を受け入れているホスト社会側になお一層の「共生」への努力を求めることを通して社会の融合を実現しようする見解を強く批判している。8(S. 371 f.)

8 骨太で現実的なイスラーム政策の必要性

こうした認識の下にザラツィンは問答形式で、国による具体的な「骨太で現実的なイスラーム政策」(S. 402) の必要性を主張する。例えば、「ドイツは人口学的な理由から移民を必要と

するか」との問いに対しては、ザラツィンは明確に「否」と答える。(S. 391) これは、ドイツは今の出生率の下でも、移民なしでも豊かさは維持できるとの認識による。その裏にあるのは、移民が「役に立つ」のは、そのコストと自己消費以上に彼らが経済的に実質貢献をする場合のみであるとの認識である。換言すれば、それは移民がドイツ社会や文化に十分に順応し、高い就業率を示し、国の福祉にほとんど負担をかけないような、資格を有した者の場合のみである。その他の移民は、すでにそこに暮らす人々に経済的な「損害」を与えるだけでなく、また文化的に異質な状況が続く場合には、そこにはさらに社会的な損害も加わるとの基本認識がある。(S. 391)

このように、ザラツィンは受け入れ国側の経済的・社会的状況に「役立つ」存在としての移民だけを想定し、本国の経済や社会状況の悪化のために国外に出てドイツに入り、そこに滞在する人々の背景をまったく考慮しようとはしない。この姿勢は、「我々には貧しい国々からやってくる人々を受け入れる道義的な義務はあるのか」との問いに対する答えの中でも明示される。即ち、この問いに対して、ザラツィンは明確に「否」と答える。その根拠は、「我々には彼らの国々の劣悪な状況に対する責任はなく、また我々の豊かさは彼らに対する搾取によるものでもない」(S. 391)からであると説明する。しかしザラツィンも、一方においては移民を受け入れる「道義的な義務」の存在は否定しながらも、他方においては、我々には貧しい国々を「援助する義務」はあると付加する。ただ、貧困の原因は貧しい国々そこにおいてのみ撲滅が可能であり、援助は教育・法律の整備、努力する姿勢と責任感を持ったエリートの養成等に限定すべきで、それが我々がなしうる唯一のことであると述べ、援助の内容を大幅に限定する。ザラツィンにとっては、とりわけ食糧援助は長期的には害をもたらし、これまでの失敗に鑑みて、開発援助もまた同様であるとの認識も付加する。(S. 391 f.)

移民の母国の状況に対するドイツの責任の不在を言い切ったザラツィンは、その状況の原 因に関しては、グローバル化した巨大企業が世界のさまざまな国々の奥深くまで入り込み、富 を集中させているという巨視的な視点にまでは踏み込まない。上述の通り、ザラツィンにとっ てこの本の目的はドイツ国内の問題への対応策である。非キリスト教文化圏から、とりわけイ スラーム文化圏からドイツに流入する人々の数の多さと、「ドイツ人」の平均を超える彼らの 出生率の高さに関する言及は、これまでの多数派としてのキリスト教文化が、換言すれば、そ れはザラツィン自身を含む、狭い意味での「ドイツ人」の地位が相対的に低下することへの危 機感の表現である。そこには「国民国家」維持への危機感があり、多数派としてのドイツ文 化の地位の低下は、ドイツ社会の安全と平穏な生活の確保に対する危機であるとの認識があ る。ザラツィンにとって、異文化との共生は、異文化圏からドイツに来た難民や移民、そして 外国人が、受け入れ国やその地域文化に、即ち、「主導文化」に、深い敬意と配慮を示して日 常生活を送る状況を意味し、その実現の成否はホスト側の意識や制度の変更では達成は困難 で、それはあくまでも新たにやってきた人々の不断の意識の改革と実践活動によって達成され るべきものであるとの基本的な認識がある。9 母国の政治状況に強いられて、あるいはより良 い生活環境を求めてドイツを目指し、ドイツにおいて暮らそうとする異文化圏出身者に対して は、ホスト国文化への順応意思とそこで活躍できる十分な能力を有する場合にのみ在留資格 を与えるべきであるというのがザラツィンの要請である。上記の通り、ザラツィンにとっての 究極の関心は「ドイツ人」が社会内での多数派としての地位を低下させる状況の阻止である。 ザラツィンはここで、議論のテーマを在留資格に関する一般条件に切り替えることにより、それがドイツ社会の未来全般に対する提言であることを装い、イスラーム文化圏出身者に対する 非難であることを包み隠そうとしている。そこからザラツィンは、自分が「イスラーム恐怖者」 であると見なされることの不当性と、ドイツ国内においてこの問題をタブー化することなく、 正面から扱うことの必要性を導き出し、同時に、特定のイデオロギーに偏った、あるいは現実 を無視した希望的観測からの移民政策の解放(S. 389 ff.)の正当性を主張する。

多数派が少数派に、あるいは圧倒的多数派としての地位が単なる多数派へと地位を低下させることへの危機感を訴えるザラツィンは、すでに国内に暮らす移民の統合に向けた具体策も提示する。それはまず、現行の諸統計の手法と開示方法の不備の修正であり、移民を背景に持つ人々に関する統計における分類の在り方や、出生率、学業成績の開示資料における宗教や移民情報付加の要求に具体化される。ザラツィンは、これまでの統合政策の失敗を明らかにし、それを克服するためにも、統計数値のヴェールの裏側にある実情を明示し、統合政策を「脱神秘化」(entmystifizieren) する必要性を説く。(S. 413 ff.)

例えば、統合を推進するためにザラツィンが提唱する具体策には、授業科目の改革がある。それはまず、現在はベルリン、ブレーメン、ブランデンブルクを除く13州の公立学校で宗派別に実施されている宗教の授業の廃止をも含めた改革と、それに代わる必修科目としての、全国統一のカリキュラムで実施される公民科目(Staatsbürgerkunde)の設置である。この授業はホスト国であるドイツの諸制度、社会規則、政治・社会秩序の主導的な原則に関する十分な知識を、移民を背景に持つ人々にも修得させることを目的とし、それを通して生徒の論理的・批判的な思考を涵養し、これを以って生徒が自分の宗教と向き合い、原理主義的行動や過激な行動を予防するようにすべきであるとザラツィンは提唱する。(S. 408, 417)

またザラツィンは、ヨーロッパ社会は保守的イスラームとの戦いを引き受けなければならず、しかもそれは学校教育で始まるとの認識から、ムスリム教員および生徒が公立学校で頭にスカーフを付けることの禁止を主張する。それは、ムスリム女性が公的な場で身につけるスカーフによって表現されているのは、保守的なイスラームが要請する性秩序と権力への服従の賛同であるからであるとザラツィンは説明する。換言すれば、ムスリム女性がスカーフを付けずに行動することは、保守的なイスラーム権力の喪失につながり、それはまた社会統合の促進につながるとの理解である。10 即ち、ザラツィンとって「イスラーム教の精神的な改革はムスリムにとっての課題」(S. 425)であり、スカーフの非着用はそれに向けての重要な実践と位置付けられている。これは、移民・難民の受け入れのためにホスト国の社会が変わることではなく、まず彼らがホスト国社会に溶け込むために自身を変革せよというザラツィンの強い要請でもある。

ザラツィンはさらに、ドイツを目指す新たな難民・移民が生じないようにするための方策も提言する。その重要な柱となるのは、受け入れ国側の問題(「プル要因」)の解消で、それは児童手当や失業者に対する生活支援金制度の抜本的な改革である。(S. 419 f. および S. 424)それは、ドイツの充実した社会保障制度により、多くの子どもを抱えた大家族が、就業により自立するだけの十分な技術や収入がないままでもドイツでは生活が可能である、と見られている

状況を変えることである。それはまた同時に、資格保有状況を厳格にチェックする滞在許可付与制度の確立であり(S. 388 f.)、抜本的な難民・庇護政策の改革の要求である。(S. 396 ff.)こうした政策を通して、流入者と受け入れ社会との間での双方性の利益を確保する。これが即ちザラツィンが唱える、戦後これまで続いてきた「特定のイデオロギーに偏った、あるいは現実を無視した希望的観測からの移民受け入れ政策の解放」の基盤をなす主張である。ザラツィンはアフリカや中東諸国の問題の本質を、それはすべて、その国々や社会の劣悪な内部状況にあり、それが難民の原因となっていると認識する。その上で、人々は、ヨーロッパが内政不干渉を厳格に守りながら、当該国や地域の内部状況を外部からコントロールし、状況を改善に向かわせることを通して難民が生じる原因を制圧しようとする妄想を抱いてはいけない、と警告する。難民が生じる原因をなくそうとする決断や行動への意思は、ただ当該社会自身から生じうるものであり、また教育の改善、汚職の撲滅、確固とした法治国家の形成も同様で、ヨーロッパがなしうることは、ただそれらに関する助言的行動であり、つねに補完的な性格のものでしかないことをザラツィンは強調する。しかもまたザラツィンは同時に、その助言的行動は可能な限り大金の流れを伴わないものにすべきであると巨額な財政負担の不適切さも指摘している。(S. 401)

9 我々はイスラーム教が変わることを期待することができるか

この本の中でザラツィンは、同時代の人々が予想もできなかった歴史的な出来事が生じた例として、中世における西ローマ帝国の崩壊や18世紀半ばの産業革命、20世紀末の東西ドイツ統一と共産主義支配の没落などを挙げ、歴史を予見することはできないとの認識を述べ、同時にまた確固とした歴史的ファクターに関して、自分の期待や願望により適した形での固定した未来像を持つことを戒める。しかしザラツィンはこのような歴史認識の上でなお、「我々はイスラーム教が変わることを期待することができるか」との問いを立て、ヨーロッパに関する自己の確固とした未来像を展開する。(S. 382 ff.)

まずザラツィンは 1400 年に及ぶイスラーム教の歴史を挙げ、現代においてもなおコーランに対して非常に伝統的な、即ち保守的な解釈がなされ続けていることを指摘する。また、ムスリムが多数派を占めている地域では、女性は男性とは同等な権利を持たず、多くの子どもを産むことが求められているなど、そこでは民主主義的な思考の扱いに苦慮していると指摘する。こうした現状と歴史的な流れの中から、世界中に広がったイスラーム教が近い将来においてその性格を本質的に変化させるような、社会を大きく包み込む自己変革を遂行させることは著しく想定し難く、また変革が試みられた場合でもそれは遅滞し、その成功はほぼ見込めないとの見解を述べる。換言すれば、ヨーロッパへのムスリム流入の原因となっている問題(プッシュ要因)は今後も残り続け、流入民が減るということは期待できず、このままではこの先50年後もドイツは同様な問題に悩まされている可能性が高いとザラツィンは予想する。(S. 383)

ザラツィンはまた統計資料とアンケート結果に依拠しながら、ヨーロッパに暮らすムスリムの20~30%は宗教とは距離を置いた生活をし、40~50%は原理主義的な考え方を持ち、し

かも近年では保守的·原理主義的な考えを持つ人々が増えていると指摘する。(S. 385) ザラツィ ンはまた、バッサム・ティービ(Bassam Tibi)のように、リベラルで多元論的な思考に立って イスラーム教を理解しようとする者はヨーロッパにも存在することは認めつつも、世界中のイ スラーム教識者の中では、彼らはあまりに少数派であるとの判断を示し、ヨーロッパにおいて、 リベラルでしかも民主主義と両立するユーロ・イスラームが普及する可能性は現時点では見込 めないとの見解を示している。(S. 384) こうした保守的な状況に変化が見込めない事態とは、 ドイツ国内ではムスリムがより多数派に近づくことを意味している。即ち、ドイツ人女性一人 が産む子どもの数が平均で $1.4 \sim 1.5$ 人であるのに対して、ムスリム女性の場合には $2.0 \sim 2.5$ 人と、その差が大きい現実から、あと二・三十年すればドイツで生まれる子どもの大多数がム スリム女性が出産した子どもになるとザラツィンは指摘する。今後イスラーム教における女性 の解放が進むことも期待できない以上、ヨーロッパにおけるムスリム女性の結婚年齢が上が り、子どもの数が減る可能性もまた見込めないとザラツィンは判断する。こうして、ドイツ人 女性とムスリム女性の出生率の比較や、国外からのムスリム難民・移民の流入予想から、ザラ ツィンはドイツにおける「ドイツ人」の地位の低下への懸念を募らせる。ヨーロッパに暮らす 多数のムスリムが保守的なモスクから離れ、あるいはイスラーム教団体から身を転じ、世俗主 義に基づくヨーロッパの一員となると予想するのはあまりにも都合の良い期待に過ぎず、その ような期待は、現在この問題に関する議論を支配している、美辞麗句を並べ、焦点をぼかす 人々の言い逃れに過ぎないと強く批判する。(S. 384 f.)¹¹ ドイツやヨーロッパのムスリムの多く は世俗主義を受け入れて暮らすことはなく、従って、ドイツにおける主導文化の危機的状況や 社会福祉費用の増加、治安への懸念は変わらずに続く、今こそ新たな対抗策が求められている。 これが496頁というこの大著『敵対的買収』におけるザラツィンの中心的な主張である。

10 結語

上述の通り、ザラツィンにとって、ムスリムなど異文化を背景に持つ人々との平和な共生は、新たに参入して来た者が、それまでその地域に暮らしてきた人々と混ざり合うことにより生まれる安定した状態を意味している。また異文化を背景に持つ人々を受け入れるか否かの判断基準は、新入者がその地域の文化を受け入れ、ホスト社会に溶け込む意思と能力を持つかどうかであること、即ち、彼らがホスト社会ドイツに役に立つかどうかを基準にすべきであるとザラツィンは主張する。こうした基本認識の下でザラツィンは、まずイスラーム教が、即ち、ムスリム自身が大きな自己変革を実行しなければならないと主張する。ザラツィンのこの意識にあるのは、統合はあくまでも新規参入者が実践する「主導文化への同化」という状態である。ザラツィンの主張は、新入者は、また一方的に「客」としてやってきた者は、その地の習慣に敬意を表した生活を送るべき義務があり、異文化を背景とする者との「共生」とは、彼らがホスト社会に倣うことを自らに強いることによって実現されるべき状況であるとの認識がある。このように、ムスリムという、変わることを頑なに拒む客を相手に苛立ちを増幅させるザラツィンの姿勢の中には、「権力志向者的思想」(Herrenmenschendenken)12 を読み取ることができる。

ザラツィンが著した『敵対的買収』に関しては、その引用の不正確さやコーラン解釈の恣意性、歴史・文化に関する知識の欠如などとともに、ムスリムを中心とした異文化を背景に持つ人々に対する根本的な認識に関して、多くの批判がなされている。ザラツィンが長年にわたり党員として所属しているドイツ社会民主党は、難民・移民問題に関して党の方針とは大きく異なる発言を繰り返すザラツィンの姿勢と社会に対する彼の影響力を深刻に受け止め、対応に苦慮していた。同党はすでに前著の出版後から党内に調査委員会を設けて対応を模索していたが、この「反ムスリム的な人種主義的観念」¹³ に基づく『敵対的買収』が出版された翌年、2019年7月に、ついに党調停委員会はザラツィンに対して党支部から提出されていた、党からの除名処分の申請を裁可する決定を下した。¹⁴

ドイツの経済・金融政策において重要な役割を担った経歴を持つザラツィンの発言や『敵対的買収』も含めた著作物は、一方においては多方面から厳しく批判されたが、他方においては、理解されやすい統計学的資料を多用した手法などにより、賛同者も見出した。とりわけイスラーム文化圏からの難民・移民の受け入れ制限を強く主張する人々には、その主張の正当性を支える資料と論拠を提供し続けている。現状に対する危機感と不安感を前面に押し出し、また移民受け入れ側の不公平感を煽りながらドイツの危機的未来像を提示するというザラツィンの手法は、例えば Rechtsrock などのジャンルにおいて、ドイツの右翼青年バンドが唄う歌詞の特徴と多くの共通点を持っている。このように、本稿においてはザラツィンの主張の整理にとどめたが、ザラツィンが『敵対的買収』で展開した主張や手法の分析は、異文化との共生をめざすドイツが、いまどのような状況にあり、またその実現に向けては、国内において如何なる主張と対峙すべきかを示してくれるだけでなく、ドイツの極右青少年の問題、さらにはドイツ社会全体の保守・右傾化の分析にも貢献するものとなろう。

1 Thilo Sarrazin: Feindliche Übernahme. Wie der Islam den Fortschritt behindert und die Gesellschaft bedroht, FBV (FinanzBuch Verlag), München 2018, 496 S. 本稿では、同書からの引用は該当ページを括弧に入れて示す。

² Patrick Bahners: Die Panikmacher. Die deutsche Angst vor dem Islam. C.H. Beck Verlag, München 2011.

³ これはベルリンで起きたテロに対して、テロは決して宗教とは関係はなく、つねに政治に関わるものであり、狂信主義を撲滅するためにムスリムは自分たちの宗教と対決すべきであると述べたランメルトの発言の一部である。ZEIT ONLINE 2017 年 1 月 19 日版。https://www.zeit.de/politik/deutschland/2017-01/terroranschlagberlin-norbert-lammert-reaktionen-gesellschaft-stabilitaet. (2019 年 9 月 30 日確認)

⁴ Zeit-online, 29. August 2018. この書評に対しては 2019 年 9 月 26 日現在 745 本のコメントが寄せられている。https://www.zeit.de/2018/36/feindliche-uebernahme-thilo-sarrazin-islam-buch

⁵ ドイツにおけるトルコ系少女の自殺率の高さの原因もこうした結婚に関する葛藤にもあるとザラツィンは考えている。(S. 355)

⁶ 即ち、"Eine Person hat einen Migrationshintergrund, wenn sie selbst oder mindestens ein Elternteil die deutsche Staatsangehörigkeit nicht durch Geburt besitzt."(S. 247)

- 7 1949 年アルジェリア生まれの作家。アルジェリア社会と政権批判により官僚を解職。2011 年ドイツ出版協会平和賞受賞。ザラツィンはまた、政権に対する批判的発言のために逮捕された経験を持つトルコ人ジャーナリストのアフメト・シュク(Ahmet Şik: 1970 年生まれ)のテレビ・インタビューでの発言「イスラーム教に拠り所を求める政治家は真の民主主義者ではありえない」も引用している。(S. 368)
- 8 これは、ベルテルスマン財団の 2017 年宗教モニター(Religionsmonitor)に示された主張に対するザラツィンの異議である。
- 9 これはとくに、多文化社会における教育は「文化的な同化を支え」、また「貢献を通した統合」が達成できるような内容でなければならない、とのザラツィンの主張において明確に示されている。(S. 414 ff.)
- 10 ドイツ憲法裁判所は 2015 年の判決の中で、女性教員の宗教の自由を重んじ、学校管理者側がスカーフ着用の禁止を命じることができるのは、着用により平穏な学校生活に具体的な危険性が生じる場合のみであるとの判断を示している。この判断に対しては 2 名の裁判官が反対意見を述べた。反対意見は、スカーフは政治原理としてのイスラームに基づく女性抑圧と軽視の手段であり、スカーフの禁止は、男女平等に矛盾する保守的なイスラームの女性像から生徒を保護することになるとの判断に基づくものであった。ザラツィンはこの反対意見に賛同している。(S. 418 f.)
- 11 ドイツにはおよそ 2350 のイスラーム教の教区があり、1700 ~ 2500 人程の導師(Imam)がいる。2007 年ドイツのムスリムに関して実施された調査では、礼拝を行わない者が 28%、モスクや礼拝所を訪れない者が 32%、一週間に少なくとも一度は礼拝をする者が約 50%、少なくとも週に一度はモスクあるいは礼拝所を訪れている者がおよそ 29% であるとザラツィンは指摘している。(S. 338 f.)
- 12 Tages-Anzeiger: "Thilo Sarrazin hat wieder zugeschlagen" von Sonja Zekri 参照。 https://www.tagesanzeiger. ch/kultur/buecher/noetig-wie-ein-ebolaausbruch/story/10945671(2019 年 9 月 30 日確認)
- 13 SPIEGEL ONLINE (2019 年 7 月 11 日) https://www.spiegel.de/politik/deutschland/thilo-sarrazin-und-die-spd-ein-etappensieg-aber-kein-ende-a-1276886.html 参照。
- 14 これに対してザラツィンは裁判等で争う姿勢を示している。(同上)